

最高裁秘書第886号

平成30年3月6日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成30年2月1日付け（同月5日受付、最高裁秘書第458号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

司法修習生考試委員会議事録（平成29年12月12日開催）（別紙を含むが、資料は除く。）（片面で4枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成28年度(第70期)司法修習生考試委員會議事録

- 1 日 時 平成29年12月12日(火)午前10時30分
- 2 場 所 最高裁判所大会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 議事要旨 以下のとおり

議 事 要 旨

(委員長)

開会宣言

第1 司法修習生考試実施結果の概要報告

(幹事)

- 1 応募者
1579人(資料1のとおり)
- 2 日程
11月17日から同月24日まで(ただし、18日、19日及び23日を除く。)
- 3 場所
司法研修所及び新梅田研修センター(大阪市福島区)
- 4 考試結果等
資料2及び資料3のとおり
不可の科目があった者の割合 1.01%(応募者数1579人中16人)

—質疑応答—

委員長は、各科目の答案採点担当委員に、本年度の問題及び不可答案の内容についての説明を求め、松本委員(民事裁判)、細田委員(刑事裁判)、飯島委員(検察)、坪井委員(民事弁護)、関委員(刑事弁護)の順に説明

第2 審議

1 合格者決定

(幹事)

全科目可以上の成績を収めた1563人を合格とすることを提案

—採決—

異議なく、幹事提案のとおり可決

2 不合格者決定

(幹事)

不可の科目があった16人を不合格と決定することを提案

—採決—

異議なく、幹事提案のとおり可決

3 不合格者の氏名等発表

(幹事)

委員長の指示により、資料4のとおり不合格者の氏名等を発表

4 受験回数制限について

(幹事)

今回の考試において、受験回数が3回目に該当する応募者1人は合格者として決定された旨、及び今回の考試不合格によって、次回の考試が3回目の受験となる応募者が1人いる旨を報告

5 司法修習生考試実施要領の改定について

(幹事)

資料5のとおり、司法修習生考試実施要領を改定することを提案

—討議—

委員長が各委員に意見を求めたが、意見はなかった。

—採決—

異議なく、原案どおり、司法修習生考試実施要領を改定することを可決

(委員長)

閉会宣言

平成29年12月12日

司法修習生考試委員會書記

同

重田展

外園豊



(別 紙)

(出席者)

委員長	最高裁判所長官	寺 田 逸 郎
委員	最高裁判所判事	木 内 道 祥
同	最高裁判所判事	池 上 政 幸
同	最高裁判所判事	菅 野 博 之
同	次長検事	八 木 宏 幸
同	最高検察庁総務部長	大 場 亮太郎
同	法務省大臣官房人事課長	伊 藤 栄 二
同	法務総合研究所長	佐久間 達 哉
同	弁護士 (東京弁護士会)	藤 原 浩
同	弁護士 (第一東京弁護士会)	柴 田 龍太郎
同	弁護士 (第二東京弁護士会)	中 村 晶 子
同	最高裁判所事務総長	今 崎 幸 彦
同	東京高等裁判所判事	杉 原 則 彦
同	司法研修所長	小 泉 博 嗣
同	司法研修所教官 (判事)	松 本 利 幸
同	司法研修所教官 (判事)	鈴 木 謙 也
同	司法研修所教官 (判事)	細 田 啓 介
同	司法研修所教官 (判事)	佐 藤 弘 規
同	司法研修所教官 (検事)	飯 島 泰
同	司法研修所教官 (弁護士)	坪 井 昌 造
同	司法研修所教官 (弁護士)	大 瀧 敦 子
同	司法研修所教官 (弁護士)	関 聡 介
同	司法研修所教官 (弁護士)	高 橋 俊 彦
同 (幹事)	最高裁判所人事局長	堀 田 眞 哉

以上24人